

公募型プロポーザルの実施について（公告）

次のとおり公募型プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うため、プロポーザル参加者の募集を行うので公告する。

令和8年3月2日

五條市長 平 岡 清 司

1 委託業務等の概要

- (1) 名 称 五條市障害者生活介護（障害者デイサービス）事業
- (2) 履行場所 五條市野原西6丁目1番18号 五條市保健福祉センター内
- (3) 内 容 別添「五條市障害者生活介護（障害者デイサービス）事業に係る公募型プロポーザル実施要項」及び「五條市障害者生活介護（障害者デイサービス）事業業務委託」仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- (5) 履行期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- (6) 提案上限額 33,800,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
本プロポーザル方式は、年度開始前の準備行為であり、当該契約に係る予算が議会で議決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、本プロポーザル方式の効力が生じる。

2 参加資格要件

五條市障害者生活介護（障害者デイサービス）事業に係る公募型プロポーザル実施要項による。

3 企画提案書の提出期限

令和8年3月16日（月）午後5時まで

4 事業所管課

〒637-8501 五條市岡口一丁目3番1号
五條市あんしん福祉部社会福祉課 障害福祉係
電 話 0747-22-4001（内線275）
FAX 0747-24-2381
E-Mail syakaifukushika@city.gojo.lg.jp

5 契約準備行為等

- (1) 本プロポーザル方式は、令和8年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものです。
- (2) 本プロポーザル方式に係る令和8年度予算が成立した場合は、令和8年4月1日以降に当該契約予定者と契約を締結するものとします。ただし、予算が成立しなかった場合には本プロポーザル方式に係る契約を行うことはできず、参加者が要したすべての費用について本市に請求することはできません。
- (3) 審査結果の発表から契約締結日までの間に前記実施要項5の各号に記載する本プロポーザル方式に参加するものに必要な資格を失った場合及び前記実施要項5(6)に該当することが判明した場合は、失格となります。